

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額の算定に関する基準

制定	平成28年12月16日
改正	平成29年 3月30日
	平成30年 9月28日
	平成31年 2月27日
	令和元年 9月27日
	令和3年 3月31日
	令和4年 9月12日
	令和6年 3月28日
	令和6年 5月22日

熊本市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第8条に掲げる第1号事業支給費の額の算定に関する基準について、次のとおり定め、各項に掲げる費用を算定するものとする。ただし、当該費用の算定にあたっては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）に準ずるものとする。

1 訪問型サービス

(A) 訪問サービス費（1月あたり）

区 分	単 位		目 安
	介護予防訪問サービス	生活援助型訪問サービス	
イ 週1回程度	1, 176単位	1, 000単位	要支援1・2、事業対象者
ロ 週2回程度	2, 349単位	1, 997単位	要支援1・2、事業対象者
ハ 週2回超	3, 727単位	3, 169単位	要支援2

(B) 加算（1月あたり）

区 分	単 位	
	介護予防訪問サービス	生活援助型訪問サービス
ニ 初回加算	200単位	
ホ 生活機能向上連携加算		
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位	—
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位	—
ヘ 口腔連携強化加算	50単位	—
ト 介護職員等処遇改善加算		
(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数	
(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数	
(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数	
(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数	

(5) 介護職員等処遇改善加算 (V)	
介護職員等処遇改善加算 (V) (1)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) (2)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) (3)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) (4)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) (5)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) (6)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) (7)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) (8)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) (9)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) (10)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) (11)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) (12)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) (13)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
介護職員等処遇改善加算 (V) (14)	イからへまで及びチからヌまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(C) 減算 (1月あたり)

区 分	単 位	
	介護予防訪問サービス	生活援助型訪問サービス
チ 高齢者虐待防止措置未実施減算		
(1) 1週に1回程度の場合	12単位	10単位
(2) 1週に2回程度の場合	23単位	20単位
(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位	32単位
リ 同一敷地内建物等にかかる減算		
(1) 1月あたりの利用者が50人未満の場合	イからへまでに算定した単位数の100分の10に相当する単位数 ただし利用者の割合が100分の90以上の	—

		場合は100分の12に相当する単位数	
	(2) 1月あたりの利用者が50人以上の場合	イからハマまでに算定した単位数の100分の15に相当する単位数	—
ヌ	同一敷地内建物等以外の同一の建物にかかる減算		
	(1) 1月あたりの利用者が20人以上の場合	イからハマまでに算定した単位数の100分の10に相当する単位数	—

2 通所型サービス

(A) 通所サービス費（1月あたり）

区 分	単 位		目 安
	介護予防通所サービス	運動型通所サービス	
イ (1) 要支援1、事業対象者	1, 798単位	1, 533単位	週1回程度
ロ (2) 要支援2	3, 621単位	3, 087単位	週2回程度

(B) 加算（1月あたり）

区 分	単 位	
	介護予防通所サービス	運動型通所サービス
ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位	—
ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位	
ホ 栄養アセスメント加算	50単位	—
へ 栄養改善加算	200単位	—
ト 口腔機能向上加算		
口腔機能向上加算Ⅰ	150単位	—
口腔機能向上加算Ⅱ	160単位	—
チ 一体的サービス提供加算	480単位	
リ サービス提供体制強化加算		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1、事業対象者	88単位
	要支援2	176単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1、事業対象者	72単位
	要支援2	144単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1、事業対象者	24単位
	要支援2	48単位
ヌ 生活機能向上連携加算		

	生活機能向上連携加算 I	100単位	—
	生活機能向上連携加算 II	200単位	—
ル	口腔・栄養スクリーニング加算		
	口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20単位	—
	口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5単位	—
ヲ	科学的介護推進体制加算	40単位	—
ワ	介護職員等処遇改善加算		
	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数	
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数	
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数	
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数	
	(5) 介護職員等処遇改善加算 (V)		
	介護職員等処遇改善加算 (V) (1)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数	
	介護職員等処遇改善加算 (V) (2)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数	
	介護職員等処遇改善加算 (V) (3)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数	
	介護職員等処遇改善加算 (V) (4)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数	
	介護職員等処遇改善加算 (V) (5)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数	
	介護職員等処遇改善加算 (V) (6)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数	
	介護職員等処遇改善加算 (V) (7)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数	
	介護職員等処遇改善加算 (V) (8)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数	

	介護職員等処遇改善加算 (V) (9)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算 (V) (10)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算 (V) (11)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算 (V) (12)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算 (V) (13)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
	介護職員等処遇改善加算 (V) (14)	イからヲまで及びカからレまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

(C) 減算 (1月あたり)

区 分	単 位	
	介護予防通所 サービス	運動型通所 サービス
カ 高齢者虐待防止措置未実施減算		
(1) 1週に1回程度の場合	18単位	15単位
(2) 1週に2回程度の場合	36単位	31単位
ヨ 業務継続計画未策定減算		
(1) 1週に1回程度の場合	18単位	15単位
(2) 1週に2回程度の場合	36単位	31単位
タ 同一建物減算		
(1) 要支援1、事業対象者	376単位	376単位
(2) 要支援2	752単位	752単位
レ 送迎未実施減算 (片道につき)	47単位	

3 介護予防ケアマネジメント

(A) ケアマネジメント費 (1月あたり)

区 分	単 位
イ ケアマネジメントA	442単位
ロ ケアマネジメントC	442単位

(B) 加算 (1月あたり)

区 分	単 位
ハ 初回加算・介護予防ケアマネジメントA	300単位

ニ 初回加算・介護予防ケアマネジメントC	300単位
ホ 委託連携加算	300単位

(C) 減算（1月あたり）

区 分	単 位
へ 高齢者虐待防止措置未実施減算・介護予防ケアマネジメントA	4単位
ト 高齢者虐待防止措置未実施減算・介護予防ケアマネジメントC	4単位

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月1日から施行する。